

(報酬額)

当社が紹介した採用決定者（社員・契約社員・パート・アルバイト）の
想定年収（税引き前支給月額の12か月分をいい、基本給、各種手当、賞与、確定残業代等
を含む）の上限40%相当額およびその消費税相当額（届出の数値）

①無期雇用者・有期雇用者

無期雇用者・有期雇用者については想定年収の15%相当額およびその消費税相当額

※尚、上記の報酬額算定率に関わらず歯科医師については20万円、
歯科衛生士については15万円および消費税相当額を最低の報酬額とする。

②日々紹介（スポット採用）

日々紹介の際は、採用決定者の日給（基本給、各種手当、賞与、確定残業代等を含む）の
30%相当額およびその消費税相当額とする。